

## 「公正な採用選考」について

就職は、ひとりの人間にとって人生の中で大きな節目のひとつです。職業選択の自由は基本的人権のひとつであり、採用の決定にあたっては、職務を遂行するために必要な本人の適性と能力に基づいて行わなければならないことは言うまでもありません。

「公正な採用選考」に関する厚生労働省の指導については充分ご理解いただいていることと思いますが、再度、基本的人権尊重の立場に立ち、職員等（パート、アルバイト等を含む）を採用する際には次の事項についてご留意いただきますようお願いいたします。

### 1 募集・応募書類は適正なものを使用してください。

雇用主が独自に作成する応募書類（いわゆる社用紙）に就職差別につながるおそれのある事項（本籍、家族の職業等）が含まれている場合があります。応募者に提出してもらった履歴書は、J I S規格のものや本人の適性と能力に関係ない事項を排除した適正なものを使用してください。

### 2 募集にあたって、戸籍謄(抄)本を要求したり、本籍等就職差別につながるおそれのある事項を調査してはいけません。

戸籍謄(抄)本を要求したり本籍を調査することは、応募者の適性と能力を判断するうえで必要のない事項を把握することになり、結果として就職の機会が閉ざされるおそれがあることを認識してください。

### 3 面接の際は、「本人に責任のない事項」「本来、自由であるべき事項」にかかわる事項は就職差別につながるおそれがあるので質問しないようにしてください。

- \* 本人に責任のない事項＝本籍、出生地、家族に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）、住宅状況、生活環境・家庭環境等に関する事
- \* 本来自由であるべき事項＝宗教、支持政党、人生観・生活信条、尊敬する人物、思想、労働組合・学生運動、購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

【根拠】 職業安定法第5条の4（求職者等の個人情報の取扱い）  
指針（平成11年労働省告示第141号）

【参考】 厚生労働省ホームページ <http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo.htm>

次ページに、公正な採用選考自己チェック票がありますのでご活用ください。

## 公正な採用選考自己チェック票

### 募集・応募段階

- 1 応募書類に「家族の職業・収入」「家庭環境・住居状況」等の記入を求めていますか  
□はい □いいえ

家族の職業・収入や家庭環境・住居状況の記入を求めることは、応募者の適性・能力を中心に採用選考を考えるのではなく、親の職業など本人に責任のない事項によって判断や評価をしようという考え方です。また、家族の収入や住居状況による生活レベルの推測などは、前近代的な因習に基づく多くの予断と偏見が作用しているといえます。

- 2 応募書類に「自宅付近の略図」の記入を求めていますか  
□はい □いいえ

自宅付近の地図は、採否が決められ入社してから必要に応じて把握すればよいことで、選考段階での必要性はありません。採用選考時に求めることは身元調査に利用すると解されても仕方ありません。

- 3 「戸籍謄(抄)本」「住民票」等の提出を求めていますか  
□はい □いいえ

戸籍謄(抄)本の提出を求めることは、応募者の適性と能力を判断するうえで必要のない事項を把握することになり、結果として就職の機会が閉ざされるおそれがあります。人事の習慣として事務的に提出を求めるという無意識の行為が多くの人々を不安にさせているという事実を認識してください。

### 選考・採用段階

- 1 作文のテーマに「私の生い立ち」「私の家族」等本人の家庭環境にかかわるもの又は「思想、信条」を推測するものを課していますか  
□はい □いいえ

「私の生い立ち」「私の家族」など家庭環境にかかわるテーマや「尊敬する人物」など本人の思想・信条にかかわるテーマを書かせることは、その人の家庭環境、思想・信条を知ることになり、就職差別につながるもととなります。

- 2 面接時に「本籍」や「家族の職業」など、応募者の適性と能力に関係のない質問をしていますか  
□はい □いいえ

面接担当者全員で事前に十分に検討し、「本人に責任のない事項」「本来自由であるべき事項」にかかわる事項は就職差別につながるおそれがあるため質問しないようにし、「職務遂行のための応募者の適性・能力の判定」に必要な項目に限ってください。

- 3 採用決定後入社の際、「戸籍謄(抄)本」「住民票」等の提出を画一的に義務づけていますか  
□はい □いいえ

平成9年4月1日以降、労基法施行規則に規定されている労働者名簿から「本籍」が削除されており、本籍を求める根拠はありません。また、労働基準法等に基づくものについても「住民票記載事項証明書」で足りることとされており、慶弔金等の支給のために住民票の写し等による確認が必要となった場合には、使用目的を十分説明のうえ提示を求め、確認後は直ちに返却するなどの措置をとってください。

このチェック票で「はい」があった場合は、速やかに改善・是正をお願いします。

このチェック票は「採用選考自主点検資料ー公正な採用選考を行うためにー厚生労働省」をもとに作成しました。